

家庭ごみ有料化のほかにごみ減量のためにできること

1 新たな資源化品目

(1) 草類の堆肥化

公共施設等の維持管理で排出されている草類は、平成 25・26 年度において、年間平均 300t にのぼっています。

そのため、草類を堆肥として資源化している民間事業者と調整し、来年度から試験的に、公共系の草類を資源化していく方向で検討を進めています。

さらに、平成 22 年度に実施したごみ質組成分析によると、家庭から排出されている草類は可燃ごみの 12.25% を占めています。今後、家庭から排出される草類においても、分別収集を図り、順次資源化を進めていくことを検討しています。

● 草類の資源化見込量

現在、草類として搬入され焼却しているものは約 300t、可燃ごみに含まれる草類は組成分析の割合から約 3,800t と推計されるため、これが資源化できれば合計約 4,100t の減量が可能となります。

家庭系可燃ごみ	31,011t	… a
草類として搬入されるもの	300t	
可燃ごみに含まれるもの	3,800t	$a \times 12.25\%$
草類の合計 (= 資源化見込量)	4,100t	

(2) 紙おむつの資源化

高齢化社会の進行に伴い、家庭から排出される紙おむつも、今後増加することが予想されます。紙おむつを、パルプや建築資材の原料、土壌改良剤として再利用する研究や事例があることから、本市においても、再資源化策を検討していきます。

2 生ごみ、紙類、プラスチック類の減量

平成 22 年度に実施したごみ質組成分析によると、家庭から排出される可燃ごみのうち、生ごみの割合は、43.35%、紙類は、22.08%、プラスチック類は、11.48%であり、この 3 つの合計は、76.91% (26 年度の可燃ごみベースで 23,850t) で、可燃ごみ全体の 4 分の 3 を占めています。

草類の資源化を開始した場合、平成 33 年度でクリーンセンターの年間焼却能力の 33,600t 以内に焼却量を抑えるためには、さらに、約 2,000t の減量が必要となります。

平成 33 年度までに、残り約 2,000t の減量を図るために、生ごみについては、現在、900 世帯に分別収集の御協力をいただき、堆肥へと資源化をしています。来年度においても 2 つの自治会 (約 260 世帯) が新たに加わる予定で、分別収集開始に向けて調整しており、引き続き、分別収集の協力自治会を増やしていきます。

また、ごみ質組成分析の結果によると、生ごみのうち、未利用のまま廃棄されている食品が 4.37%、紙類、プラスチック類についても、資源化ができるものが多く含まれていることから、市民に一層の排出抑制・資源分別を呼びかけるため、今年度、生ごみの減量や資源化を進めるためのパンフレットを作成、全世帯に配布し、啓発を強化していきます。